



オーストラリア大使館東京
ビザ課

テンポラリーワーク (国際関係) ビザ (サブクラス 403)

申請書類チェックリスト

このチェックリストには、テンポラリーワーク (国際関係) ビザ申請に必要な情報及び必要書類を記載しています。また、個々のケースにより、追加で必要となる可能性のある書類も記載しています。

申請に関わるパスポートを含む必要書類は、全てコピーをご提出下さい。審査中に書類の認証コピーや原本の提出を求められる場合もあります。英文で書かれていない書類に関しては、オーストラリア公認翻訳者 - NAATI (<http://www.naati.com.au>) またはプロの翻訳者による英文翻訳が必要です。

申請の際は、書類漏れ・記入漏れのないようご確認下さい。書類に不備があった場合、補足書類の提出を求められる場合もありますが、申請時に提出した書類のみで審査・結果を出す場合もありますのでご了承下さい。

注記: ビザの条件を満たすことが出来ずに不許可となった場合や、申請を取り下げた場合でも、申請料金は返金出来ませんのでご了承下さい。

このチェックリストは、印刷して申請書の表に添付して下さい。

申請用紙・申請料金	✓
申請書 Form 1403, Application for a Temporary Work (International Relations) visa (書類申請の場合のみ)	
申請料金	
代理申請	✓
代理申請用紙 Form 956, Advice by a migration agent/exempt person of providing immigration assistance または、 代理申請用紙 Form 956A, Appointment or withdrawal of an authorised recipient	
資金証明書類	✓
オーストラリアでの滞在を十分に満たしていることを示す資金証明 例: <ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関の残高証明 ● 財務能力を記した金融機関からの手紙 ● 雇用契約書 ● オーストラリア滞在中にスポンサーから支給される手当、宿泊施設、奨励金等を含む資金援助を記した書類 	
身元確認書類	✓
<ul style="list-style-type: none"> ● 有効なパスポートのコピー：顔写真、個人情報、署名、全てのビザ・出入国記録・ビザ申請記録が記載されているページは全てコピー。 ● 申請者及び同じ申請に含まれている方々の顔写真（最近撮影したもの。各自1枚ずつ提出必要。サイズは45 mm x 35 mm） <ul style="list-style-type: none"> ○ 頭から肩まで写っている写真、無背景 ○ 写真の裏には名前を明記 ● 両親の名前が記載されている出生証明書類の認証コピー。出生証明書類が無く、取得出来ない場合は、以下の書類から少なくとも1つを提出（認証コピー） <ul style="list-style-type: none"> ○ 両親の名前が記載されている戸籍簿 	

<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府から発行された身分証明書類 ○ 自身の身分を証明出来る、裁判所から発行された書類 <ul style="list-style-type: none"> ● ナショナル ID カード（該当する場合のみ） ● 申請者及び申請者に含まれている方が氏名変更を行ったことがある場合：氏名変更を証明する書類の認証コピー <p>これらの書類を提出することが出来ない場合は、自身の身元を証明出来る公的書類を提出</p>	
<p>パーソナル ID ナンバーの記載がない、台湾パスポート保持者：出生国または第 3 国に再入国出来ることを証明する書類</p> <p>参照：台湾パスポート保持者へのご案内</p>	
<p>中国パスポート保持者：ナショナル ID カード(身分証)のコピー</p>	
<p>申請者が日本在住または韓国在住の場合：在留カード・外国人登録証のコピー（裏表両方）</p>	
<p>家族関係書類 (Domestic Worker、Seasonal Worker Program ストリームは適用外)</p>	✓
<ul style="list-style-type: none"> ● 申請者、申請に含まれている同行者及び同行しない家族の家族関係を証明する書類。例としては婚姻証明書、家族関係登録証明書等のコピーもしくは認証コピー。 ● 事実婚の場合：パートナーとの関係を証明する書類（例：共同名義の銀行取引明細書、共同名義の請求書）。 ● 申請者・申請者に含まれている方で、永久的に別居・死別・離婚した経験がある場合：死亡証明書、離婚証明書または別居に関する宣誓供述書の認証コピー ● 18歳以上の家族が経済的に主申請者に依存していることを証明する書類： <ul style="list-style-type: none"> ○ Proof that they have been financially dependent on you for at least the 12 months immediately before you lodge your application. ○ 出生証明の認証コピー及び申請者との関係を示す書類の認証コピー ○ 同一世帯に住んでいる証明 ○ 少なくともビザ申請時の12ヶ月前から扶養家族が経済的に主申請者に依存していることがわかる書類 	
<p>扶養児童 (Domestic Worker、Seasonal Worker Program ストリームは適用外)</p>	✓

<ul style="list-style-type: none"> • 各扶養児童の両親の名前が記載されている出生証明書類・家族関係を証明する書類のコピーまたは認証コピー（日本国籍の場合は戸籍謄本、韓国籍の場合は子供の名前で発行された Family Relation Certificate 及び Identification Certificate） • 18歳以上の子供が申請に含まれている場合は、経済的に主申請者に依存していることを証明する書類（例：現在の修学状況の証明等） <ul style="list-style-type: none"> ○ 出生証明の認証コピー及び申請者との関係を示す書類の認証コピー ○ 同一世帯に住んでいる証明 ○ 少なくともビザ申請時の12ヶ月前から18歳以上の家族が経済的に主申請者に依存していることがわかる書類 • 申請に含まれている扶養児童が養子縁組の場合：養子縁組を証明する書類の認証コピー • オーストラリアに18歳未満の子供を同行させるが、その子供の片親が申請に含まれていない場合、その子供を同行させることが出来る法的権利が記された書類が必要。例としては： <ul style="list-style-type: none"> ○ 裁判所や役所が発効した、親権の記載された法的な書類の認証コピー ○ 同行しない親が、渡航許可を明記した宣誓供述書 ○ Form 1229 Consent form to grant an Australian visa to a child under the age of 18 years (125 kB PDF) 用紙 1229 または宣誓供述書を使用する場合、同行しない親の身分確認書類が必要（パスポート・運転免許証などの署名が確認出来る、政府機関から発行された書類のコピーまたは認証コピーが必要。） 	
<p>人物審査に関する書類</p>	✓
<ul style="list-style-type: none"> • 申請書に含まれる16歳以上の申請者は、Form80を各自提出 Form 80 – Personal particulars for assessment including character assessment • 申請に含まれる16歳以上の申請者で、オーストラリアにて16歳以降に合計12ヶ月以上滞在したことがある場合、Australian Federal Police National Police Checkが必要。申請用紙 The AFP National Police Check Application Form は Australian Federal Police ウェブサイトから入手可。ビザ申請者は申請書の Section8 の Code 33 をチェック。指紋は不要。AFP ポリスチェックが入手できた場合、'Complete Disclosure' と上部に記載された'National Police Check'証書が発行される • オーストラリアでの滞在予定期間が12ヶ月を超える場合は、過去10年間に合計12ヶ月以上滞在した全ての国からの犯罪経歴証明書（16歳以降の渡航歴が対象）。原本を提出、コピーは個人で保管。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 参照 Character requirements – 犯罪経歴証明書の取得方法 <p>申請者・申請に含まれる方が過去に軍部で勤務したことがある場合（すべての国対象）：兵役記録または除隊証明の認証コピー</p>	

健康診断	✓
<ul style="list-style-type: none"> • 健康診断の受診を求められる場合があります。 • ビザ申請前に、My Health Declarations から健康診断が必要かどうかを調べることが出来ます。 <p>参照: My Health Declarations</p> <p>ビザ審査に遅れが生じないよう、ビザ申請前の健康診断受診をお勧めいたします。</p> <p>健康診断を受診してもビザ発給の保証は出来ません。また、ビザ審査の結果に関わらず、オーストラリア移民・国境警備省は健康診断受診にかかった費用を返金出来ませんので予めご了承下さい。</p>	
健康（医療）保険の証明	
<ul style="list-style-type: none"> • 申請者およびこの申請に含まれる扶養家族が適切な健康（医療）保険を保持していることを証明する書類。以下のいずれかを提出： <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康（医療）保険機関からの署名入りのレター ○ Medicare card または Medicare 加入を証明するレシート ○ 適切な健康（医療）保険に加入していることを示す書類（旅行保険を含む）。財政年間利益が豪 1 0 0 万ドル以下でないこと ○ オーストラリアと相互医療協定を組んでいる国の出身者で、オーストラリア到着後に Medicare 申請対象となる場合は、Medicare に加入するまで適切な健康（医療）保険に加入していることを示す書類（旅行保険を含む） ○ アイルランドの旅券を保持している証明 	
Government Agreement ストリーム	✓
<ul style="list-style-type: none"> • 申請者が対象活動の契約条件に同意しており、申請者がオーストラリアに滞在することをオーストラリア及び他国の政府が同意していることがわかる同意書 • 同意書に記載されていない場合：申請者がオーストラリアの労働基準法に基づいて雇用されることをオーストラリア側の署名者が同意した証明書類 • 学歴、雇用を証明する書類及び職務経歴書のコピー及び、仕事を遂行するに当たって必要となる資格・登録の証明書類（該当する場合） 	
Foreign Government Agency ストリーム	✓
<ul style="list-style-type: none"> • 申請者及び同行する家族がオーストラリアへ渡航することを明記した、申請者の省庁から発行されたサポートレター 	

<ul style="list-style-type: none"> サポートレターに記載されていない場合：申請者のオーストラリアの雇用が、オーストラリアにとって有益であることを明記した申請者の省庁からのレター 外国語教師として申請する場合：オーストラリアの学校からのサポートレター 学歴、雇用を証明する書類及び職務経歴書のコピー 仕事を遂行するに当たって必要となる資格・登録の証明書類 	
Privileges and Immunities ストリーム	✓
<ul style="list-style-type: none"> ビザ発給にあたり、申請者及び同行する扶養家族がオーストラリアに渡航することを推薦する Department of Foreign Affairs and Trade (DFAT) からのレター 学歴、雇用を証明する書類及び職務経歴書のコピー 仕事を遂行するに当たって必要となる資格・登録の証明書類 	
Domestic Worker (diplomatic or consular) ストリーム	✓
<ul style="list-style-type: none"> Department of Foreign Affairs and Trade からのサポートレター 申請者及び申請者の雇用主が署名した雇用契約書 雇用主のパスポートコピー（個人情報ページ）または旅行証明書 学歴、雇用を証明する書類及び職務経歴書のコピー 仕事を遂行するに当たって必要となる資格・登録の証明書類 旅行計画書（持っている場合） 	
Seasonal worker program stream – 東京・韓国のオフィスではこのストリームの審査を行っていません	✓
<ul style="list-style-type: none"> sponsorship application ID number または sponsor approval letter など、スポンサーシップ申請が許可されたことがわかる証明 テンポラリー アクティビティ スポンサーとして認可された機関からの招待状 	